

# 総務市民委員会 会議録

日 時 令和6年6月14日（金曜日）

午前10時開会 午後2時閉会

場 所 第3委員会室

## 日 程

### 1 開 会

### 2 委員長挨拶

### 3 協議事項

#### (1) 議案の審査

議案第47号 土浦市手数料条例の一部改正について

議案第53号 土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事請負契約の締結について

議案第54号 清掃センターごみクレーン外整備工事請負契約の締結について

議案第55号 財産の処分について（滝田一丁目地内市有地売却）

#### (2) 請願・陳情の審査

受理番号3 土浦第二小学校の通学路の危険箇所における公安委員会・警察署との連携に関する陳情書

受理番号4 土浦市有明町、桜町一丁目から桜町三丁目まで、大和町における治安改善の為に土浦市が制定する新たな客引き行為等の防止に関する条例についての陳情書

受理番号7 補助金に関する陳情書

受理番号8 監査に関する陳情書

#### (3) 各種委員会委員の選出について

・土浦市男女共同参画推進委員会委員

・土浦市都市計画審議会委員

### 4 閉 会

## 出席委員（8名）

委員長 奥谷 崇

副委員長 目黒 英一

委 員 古沢 喜幸

委 員 篠塚 昌毅

委 員 小坂 博

委 員 滝田 賢治

委員 菅井 歩美  
委員 柳澤 健二

---

説明のため出席した者（30名）

市長公室長	山口 正通
総務部長	塚本 哲生
市民生活部長	水田 和広
消防長	檜山 保明
議会事務局長	櫻井 良哉
消防次長	堀本 良博
秘書課長	浅川 邦子
政策企画課長	佐々木 啓
行政経営課長	天貝 健一
D X 推進課長	土田 俊紀
財政課長	瀬古澤 時人
広報広聴課長	富田 知伸
総務課長	細野 賢司
防災危機管理課長	大橋 博
人事課長	塚本 浩幸
管財課長	皆藤 秀宏
課税課長	田中 裕之
納税課長	北島 康雄
市民活動課長	大貫 三千夫
人権推進課長	福原 守
生活安全課長	中山 悟
市民課長	菊田 宏巳
環境保全課長	日高 寿志
環境衛生課長	羽成 健之
消防総務課長	持丸 恒次
予防課長	比氣 武行
警防救急課長	堀越 一良
議会事務局次長	元川 宏
監査委員事務局長	藤井 徹
会計管理者	佐野 善則

---

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

---

---

傍聴者（2名）

---

○奥谷委員長 おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。本日は大分気温が上がるという予報も出ております。また、当委員会室も執行部の方も含めて、多くの方が今日こちらの会場に入りますので、熱中症対策として、水分の摂取は許可をさせていただきますので、議事の進行の妨げにならないような形で、水分補給をしていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。それでは、本日の審査の流れについて申し上げます。本定例会において、当総務市民委員会へ付託されました陳情2件について、陳情者の方から意見陳述の御希望がございました。本日お越しいただいておりますので、協議事項(1)議案の審査の前に、(2)請願陳情の審査に入ります。はじめに、受理番号7補助金に関する陳情書を議題といたします。資料はサイドブックス、総務市民委員会、令和6年6月14日開催フォルダの資料8を御準備ください。はじめに、陳述者の方に意見陳述をしていただきます。陳述者におかれましては、陳述内容から逸脱することなく、概要をお述べください。逸脱するようなことがあれば私のほうから注意をいたしますので御了承願います。なお、陳述していただく時間は10分間となります。それでは、意見陳述を始めてください。よろしく願います。

○意見陳述者■■■氏 改めておはようございます。このような貴重なお時間いただきまして、大変ありがとうございます。私、小松に在住しております■■■■と申します。改めてよろしく願いいたします。今日はですね、補助金に関する陳情ということでさせていただきます。着座のままで失礼いたします。今回ですね、補助金に関して幾つか陳情させていただきたいと思っております。ただ、私、今回ここで申し上げたいのはですね、補助金制度そのものに関わる部分でございまして、ということは、つまり逆に言うと、個々の補助金の中身について云々するということではございません。せっかくの補助金、それから、言うならばですね、その補助金に対する監査と言いますか、補助金等に関する委員会がございまして、その委員会の在り方、あるいはその委員会に対する議会の向かい方というのでしょうか、そういったことに関してお話をさせていただきたいと思っております。ですので、ここでは個々の補助金の中身については言及しませんので、御了解いただければと思います。補助金のね、やっぱり適正な使用というのが一番大切なことで、これ市民からお預かりした税金等々ということになりますので、それを適正に運用していただきたい。そのための仕組みとして、ここにもございまして、補助金等審査委員会というのがございまして、御存知のとおりですね、ホームページで確認する中では平成13年、それから24年、そして30年というふうに3回開かれていて、そこには記録が残っておりますので、その辺のことを中心にお話をさせていただきたいと思っております。まず、最初にですね、お渡しをさせていただきました資料2の見方について、簡単に御説明をしたいと思います。2点お渡しさせていただいているかと思っております。1点はですね、A4ペラのもので、これはですね、その補助金等審査委員会の提言書というものがございまして、その中身をちょっと抜粋したものです。まず、資料2という所の補助金に関する陳情書ということで、タイトルが平成24年度補助金等検討委員会の提言書。その中に、平成13年度提言の検証として次のように記述されている。そしてもう一つ、同様に、平成30年度には、前回の平成24年度に対

する検証ということでございますので、これに関しては後程、また中身については、お話をさせていただきたいと思っております。もう一つ、A3のものがございます。カラーでプリントしてございます。これ元は何かということですね、この平成30年度の補助金等審査委員会、ここの提言に基づく補助金の判定一覧という表です。補助金等検討委員会ではですね、補助金のことを3種類に評価しております。継続、それから、要改善、そして不要ということになっています。この表紙の一番右を見ていただいて、平成30年度の審査の判定というところで、対象になったのがですね、補助金の額126件が審査対象になっております。その中で不要と判定されたものが10件、要改善が61件、継続が55件。その他審査対象外ということがありますけれども、合計では152件あった中で審査対象126件ありましたというところの三つの区分です。それで、中身を開いていただくと、この表自体はですね、審査委員会でお作りいただいた表そのものです。そこに私がちょっと加筆をしたものになります。最初が所属の課、どこの課が担当しているのか、補助金の名称、それから補助金を誰に渡しているのか。これは平成30年に審査しましたので、平成30年度の予算額。それから、その次が平成24年度の審査の判定。不要だったのか、継続なのかというようなところですね。そして、その右側が太い黒枠、太字にしてある所が平成30年度の審査の判定内容です。ですので、一番表紙のページ、最初のページの1番の所、政策企画課という所のものは、平成24年の審査判定は要改善で30年度は不要という判定がされていて、一番右のですね、ちょっと橙色っぽい所というんですかね、黄色っぽい所、ここは私が加筆した所なんですけれども、平成6年度の予算額というのを、今年の予算書から拾いまして、目視で拾いまして、予算額を入れてあります。1番の所が空欄になっているというのは、これ予算額が拾えなかったもので、この補助金がなくなったのか或いは私の見落としかというようなことになります。それで、この細かい中身等々に関しては、あまり今回ですね、お話をさせていただきませんので、表としてはそういう表です。平成30年度の委員会で作っていただいたものに私が一番右に予算を付け加えたというだけのものになります。重要なのはですね、実は一番裏のページを見ていただいて、表の下に、色区分についての凡例というところがございます。一番裏のページですね。黄色が1件というふうに表示してあって、こういうふうに文言を書かれています。平成24年の判定が不要で、平成30年度の判定が要改善、そして平成6年度の予算が平成30年度と同額がついていますというのはこれ黄色という所なのです。中身は後で確認していただければと思います。同様に、この緑色の所、2件というふうに書いてあります。これは、平成24年の判定が要改善、30年度が不要となっているにもかかわらず、30年度と同様の予算が6年度の予算についていますというものがこのブルーです。それから、この橙色した25件、これはどういうものかということ、24年も30年も要改善、改善してくださいと言われているにもかかわらず、令和6年度の予算にも、平成30年と同額の、ほぼ同額の予算がついているというのが25件ありますということなのです。これについては、後で図の中身で

すね、また改めてお話をさせていただきたいと思いますので、うんと思われた部分があるんじゃないかなと思います。ということでですね、今御説明させていただきましたけども、そういう意味で言うと、一言で言うとはですね、平成24年度、それから30年度の、委員会の提言そのものが、あまりここに反映されてない、つまり予算に反映されていないんじゃないのかなという印象です。私もですね、この判定表を見て予算をつけてみた時にですね、おやっと思ったのはここなんですね。これを24年度と30年度の提言書の中身を読んでみても、文言としてそんなふう書いてあるんですよ。ですから、せつかくのですね、提言書、委員会の提言書がですね、あまり予算、つまり補助金について、反映されていないんじゃないのかなというところなのです。ですので、先ほどちょっとペラでお渡しをさせていただいたこの資料、ちょっと見ていただきたいんですけども、これ平成13年度提言の検証、つまり24年度にやった時に、前回の提言の中身はどうなっているのかなっていうふうに、委員会の方が書かれたことです。そのまま読み上げますと、提言を受けた108件の補助金のうち、平成24年度も予算化されているものは65件である。この中には廃止すべきと提言された補助金のうち11件が含まれる云々ということです。つまり提言が活かされていませんよ、残念ですねってことが書かれているんですね。ですので、この13年度検証の最後の所の2行、公益性や受益者負担の在り方など、その妥当性について平成13年委員会の提言の趣旨を踏まえ、再度原点に戻り、検討されたいということです。と同様に、平成24年度の検証を見ても同じようなことが書かれているんですね。この平成24年度提言の検証のやっぱり下に3行目のところですね、3行目の。

○**奥谷委員長** すみません、そろそろ10分経ちますので、おまとめをいただければと思います。

○**意見陳述者■■氏** 分かりました。申し訳ございません。資料の説明がちょっと長引いてしまいましたので、提言そのものについて、ではお話をさせていただきますので。ということでですね、是非このせつかくの提言書、つまり委員会のことを是非予算に反映していただきたいというようなことでの提言として陳述項目4項目です。4項目のうちですね、3番目はですね、今年6月1日のホームページ上にですね、令和6年第1回の委員会を開催しますということがありましたので、3は取下げさせていただくとして、特にこの4番、5番。つまり、これなぜかという、平成24年度にあって、その次が30年とその間何も検証がされていないんじゃないでしょうかということなので、是非隔年での小委員会を検討していただきたいということ。それから、それをチェックする議会の監視機能の創設ということをお願いしたいということでございます。是非、よろしくをお願いしたいと思います。以上でございます。

○**奥谷委員長** ありがとうございます。審査に入る前に、委員の皆様から、陳述者の方に聞いておくことはございますでしょうか。

○**滝田委員** 詳しい説明ありがとうございます。4番の改善状況推移確認のための隔年での小委員会の開催と書いてありますが、例えば小委員会というのはどういうものをイメージしているのかなとも思いました。補助金等検討委員会というものがあるので、そ

れを継続して、委員会として行うべきなのか。また、別に小委員会として新たに作って、確認をしていただきたいのかという、そういった部分について、■■さんのほうで御説明をお願いします。

○意見陳述者■■氏 ありがとうございます。できればですね、そのままずっと継続しているのが一番いいんですけども、いろいろな問題もございますので、その委員会の、もともとの委員会の中の数名の方、それから議員の方、それから執行部というようところで三者機関を作っていただくのがいいのかなというふうに思っております。

○滝田委員 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○奥谷委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、質疑も出尽くしたようですので、意見陳述については以上とさせていただきます。ありがとうございました。陳情者の方は傍聴していただくか、退席していただきますようお願いいたします。

(陳述者移動)

○奥谷委員長 それでは、審査に当たり執行部の皆さんにも出席していただいておりますのでよろしくお願いいたします。はじめに、事前に資料要求しておりました補助金制度の概要及び平成30年度に行われた補助金等検討委員会における提言内容等について説明願います。

○瀬古澤財政課長 ただ今陳情書に関する御説明いただきましたけれども、前回の事前総務市民委員会のほうでも、今年度の補助金等検討委員会の御説明をさせていただきまして、その中でいろいろと資料等の御指摘いただきまして、今回サイドボックスにあります資料9の①から⑤の資料を御用意させていただきました。この中身で、陳情書のある程度の内容と先日の事前総務市民委員会の御質問の内容について、おおむね御説明できるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、資料9の①をお願いいたします。まず、こちらの資料ですが、事前総務市民委員会でございました補助金制度について、簡単にまとめたものでございます。まず、1番の定義でございますが、要約しますと、補助金とは、市が公益性のあると認める事業や団体に対して支出するもの、また、反対給付を求めることなく支払われる金銭のことを補助金と称しまして、補助金については、地方自治法にも規定されているものでございます。2番目ですが、補助金については、予算の歳入の節で申しますと、負担金補助及び交付金というような名称になっているかと思っております。似たような性質で、負担金や交付金というものもございます。土浦市の歳出予算の中では、補助金のほかに負担金も多いということで、簡単に負担金のほうを御説明させていただきますと、負担金については支出した特定の事業から利益が市にあるもの、そのほか、一定の事業などにおいて構成団体のほうから負担割合があり、それに伴って負担する金銭を負担金と申します。例えば、今回の6月の補正予算にございました地域公共交通確保維持改善事業で、モビリティ基盤構築のための負担金を計上しておりますが、こちらは土浦市、つくば市、牛久市、下妻市が4市で負担する割合が決められていて、土浦市がこの負担金を支出し、事業で得られた利益については、

例えばドライバーの確保であったりとか、公共交通の空白地域の運行状況というところも利益があるというようなことで、そういったものに出すというところが負担金になってくるのかなというふうに思います。つぎに、3番目ですが、補助金につきましてはいろいろと分類がございまして、表記のとおり3点に分類してみました。一つ目の法律補助と予算補助ですが、こちらは法律等で定められた補助なのか、それとも特に法律に縛られることなく、市が予算化した補助なのかが分けられるものになってくるかと思えます。二つ目の定率補助は、事業費に対して一定の割合を支出するもの、その他、別の観点から支出する定額補助金というものに分けられます。例えば、分かりやすいところで言うと、定率補助で申しますと、市の生活安全課で実施している幼児二人乗り同乗用自転車購入費補助金につきましては、上限3万円で、自転車の購入金額の2分の1を支給するというような形になっていますので、こういったものは定率補助になってまいります。そのほか、土浦市の予算で毎年この団体にはこの金額しか出せませんよというものについては定額補助というような括りになってくるのかと思います。また、三つ目の直接補助と間接補助ですが、こちらは特に歳入が多いかなと思います。国から直接入ってくる補助は直接補助、県を経由して歳入される補助は間接補助と言います。例えば、子ども未来部で実施している子ども子育て支援交付金という歳入がありまして、児童館の運営や放課後児童健全事業などに充てられるものになりますが、財源としては国3分の1、県3分の1、市3分の1となっておりまして、予算書だけですと県支出金とあるんですが、実際のところは、国のお金が一旦県に入って、そこから県が補助金として土浦市に支出する財源という、その財源は元々は国のものということで、こういったものが間接補助になってくるかと思えます。以上簡単に補助制度について御説明させていただきましたが、そのほか、団体に支出するものなのか、個人に支出するものかというような補助の分け方もありますし、補助金につきましては、いろいろな側面がございまして、そういったものを踏まえて、これまで、また、今回も補助金等検討委員会で評価していただくというような形になっております。つぎに、資料の9の②をお願いいたします。先ほど陳情書の御説明の中にもありましたが、補助金等検討委員会につきましては最後に提言書をいただいております。前回の平成30年度の提言書の内容を簡単に御説明させていただきます。時間の関係上、主な所だけ御説明させていただきます。資料の3ページをお願いいたします。はじめにということで、ここでは当事業の目的等が記載されていますが、要約しますと、厳しい財政状況の中、市民のニーズを把握し、応えていく上では、真に必要な事業を選択し、スクラップアンドビルドを進めて行財政改革を進めていく必要があるということ。その上で、補助金等の見直しについては重要であり、外部の視点から、その必要性、妥当性などを審議、評価して、適正な補助金の予算化、執行につなげていくということを考えておりまして、この考え方につきましては、今年度実施する補助金等検討委員会でも引き続いて実施してまいりたいというふうに考えております。5ページをお願いいたします。先ほどの■■様の御説明でもありましたが、一番下の下線箇所の部分ですけれども、前回は平成30年度全会計から合計152件の補助金を抽出して審査を始めております。ちなみに今回は若干補助金が増えていまして、

全体で173件の補助金を見込んでおります。8ページをお願いいたします。補助金の見直しの視点につきましては、表にある7項目を中心に審査することとしまして、補助金を所管する担当課におきましては、事前にこれらの項目を踏まえた補助金評価シートというものを作成していただいて、事務局財政課で内容を確認しまして、検討委員会で審査しやすいように資料を調製しまして、その資料を踏まえて委員会で審査評価を行っているものでございます。9ページをお願いいたします。こちらは補助金の見直しの方法ということで、この作業の流れについては上の矢印のような流れで判定までいく形になっております。そして、この下の表は、そういった流れを踏まえまして、最終的な審査区分については、152件の補助金から審査を要するもの、要しないものを分けまして、合計126件の審査対象補助金に絞りまして、さらに審査を要するものにつきましては、個別審査と包括審査の二つの区分に分けて審査を行いました。10ページをお願いいたします。上が今御説明したフローに当たります。この審査を要しない補助金はどういったものかと申しますと、この10ページの表にございますとおり、例えば、国、県の制度であって市の裁量の余地が無いもの、また、比較的新しい補助金で、まだ評価する段階ではないというような視点から除外をしております。また、審査を要する補助金の整理につきましては、先ほど担当課からの補助金等評価シートを元に、事前に事務局で整理したと申しましたが、具体的には8ページにあった七つの評価の視点の項目から、11ページの上の表の六つの項目にそれぞれ点数や数字が入っているかと思えますけれども、こちらの六つの項目から一つの補助金を点数化しまして、合計点数が高い補助金から個別審査が必要があるのではないかとというようなところを確認しまして、委員会の中で10件程度、実際には12件をその当時選定しておりますが、それ以外の補助金については、委員が評価しやすいように、似通った性質の補助金を事務局で分類しまして、各課が作成した補助金評価シートを参考に、包括審査ということでまとめて評価をいただいております。個別審査となった補助金につきましては、2回行われる検討委員会の中で、実際に所管する課もお越しいただきまして、委員会のほうと直接意見交換をしまして、その場で指摘、評価を受けております。13ページをお願いいたします。この結果については、平成30年度の補助金等検討委員会では不要、廃止すべき補助金は10件、要改善、見直しすべき補助金が61件、継続、現行どおりというのが55件ということで整理されております。14ページから16ページにつきましては、審査における委員の意見を集約しているものでして、その意見を集約した最終の提言が17ページから19ページに記載されております。八つの提言に分かれております。まず、17ページ、一つ目、補助金交付基準の明確化、統一的な基準の作成という提言をいただいております。補助金の目的を明確化し、団体補助については、運営補助から事業補助へ切り換えていくべきとの意見や、二つ目の補助金対象経費の明確化というところでは、補助金の中身につきまして、一部補助につきましては、飲食費など私的人格の強いものや、慶弔費なども含まれていることで、除外すべき経費など、経理区分を明確化するようという意見がございます。3番目、市の目指す政策との整合性、そして18ページに移っていただいて、4番目、補助金対象事業等の見直し、協働等による充

実、そして5番目の補助金対象事業等の整理統合の三つに関しましては、社会背景の変化などを踏まえまして、現に市が進める政策に沿った補助なのか、市民ニーズを的確にとらえた補助なのかを改めて整理すること、また、団体との関わりの見直しや整理統合などを進め、最小の経費で最大の効果を引き出せるような補助制度の実施をということでございます。そして、6番目、補助率等の適正化、7番目、補助金の交付期間または周期の設定から、19ページ移りまして、8番の透明性の確保、交付に当たっての審査等の三つに関しましては、適正な補助率の見直しや、補助金の交付期間、周期を設定して、定期的に評価検証を行い、常に公益性、公平性、明確性のある補助として運用していくことなどとして、この八つに意見がまとめられまして、提言とされております。次のページ以降につきましては、委員会の経過や委員名簿などが記載されているので省略させていただきます。以上が平成30年度の補助金等検討委員会における提言書の内容でしたけれども、検討委員会の実施内容と指摘内容について、簡単に御説明させていただきましたが、今年度の検討委員会につきましては、先日の事前総務市民委員会でも御説明させていただきましたが、今月25日の第1回の委員会を皮切りに、9月まで前回同様、計5回の会議の中で審査していくことを予定しております。審査の流れや評価の方法などはまた改めて委員会の意見を踏まえまして、整理していくこととなりますが、基本は前回の手法をベースに進めていくことになろうかと考えております。資料9の②については以上となります。引き続き、資料9の③から⑤となりますが、まず、③をお願いいたします。こちらの資料は、平成30年度の委員会で挙げられた補助金につきまして、前回の評価結果からその後の補助金の状況に関しての資料となっております。先ほど、平成30年の提言書の説明の中で、前回の委員の判定区分については、不要、要改善、継続ということで、不要が10件、要改善61件、継続が55件とこの3区分で評価したと御説明いたしました。今回、御用意した資料につきましては、補助金の件数が大変多いということと、その3区分がごちゃごちゃになっていると分かりづらいかと思ひまして、区分ごとにまとめた資料となっております。現在御覧いただいている資料9の③につきましては、不要と判定された資料となっております。この資料がこの中で判定結果から現在に至るまでの状況、概要について簡単に御説明させていただきたいと思ひます。見方につきましては、先ほど■■様が作成していただいた資料、A3の資料と同じような形なんです。まず左側からナンバーがありまして、その次に補助金の所管課、つぎに補助金の名称、そして交付対象者、そして平成24年の検討委員会での判定区分、30年度の判定区分、そして次の判定の主な理由、意見等につきましては、こちら平成30年度の検討委員会での内容となっております。その右側からは、平成30年度、開催年度の予算額から今年度の予算額の推移、そして備考というような形となっております。平成30年度の検討委員会で廃止すべき補助金と判定になったのは、いずれも団体補助というふうになっております。こちらが一番下の文章、こちらの判定結果を踏まえて令和6年度予算との比較というかまとめたものですけれども、記載のとおり、予算額の減少が3件、予算同額が1件、廃止統合が6件、うち統合が2件となっております。例えば、ナンバー2の土浦市厚生保護女性会補助、ナンバー3社会を明るく運動事業補

助につきましては、判定の内容などを踏まえ、その後担当課で整理しまして、令和4年度から土浦地区保護司会補助金と統合しまして、予算額も抑えた内容になっております。また、廃止した補助金につきましては、ナンバー4のたばこ販売組合補助金につきましては、今般の禁煙の流れを汲みまして、令和3年度で廃止というような形になっております。そのほか、ナンバー5、7、9の補助金につきましては、検討委員会開催の翌年度に廃止をしている状況でございます。一方で廃止すべき補助金と判定されつつも、ナンバー1、6、8、10の4件の補助につきましては、以降も継続され、今年度も予算化されております。そちらは先ほど御指摘のあったところかと思えます。これにつきましては、担当課のほうでも、我々のほうでも判定結果を無視をしているというわけではなく、担当課におきましても判定結果を受け止めて、検討した上での対応というようなことでございます。例えば、ナンバー6土浦女性団体連絡協議会補助金につきましては、補助額も以前と変わらない予算になっておりますが、担当課におきましては、判定結果を踏まえ、まだ補助金の目的が達成できていないと、今後できるように団体の活動について、指導を行っているというふうに確認しております。また、継続の理由としましては、担当課のほうで実施したアンケートにおいては、男女共同参画社会の実現に向けて、まだ市民の意識の醸成が低いというようなことを受けまして、団体の活動は道半ばであり、今後も啓発を行っていくことは重要だというような判断で、引き続き補助支援をしていくというような整理を行って、現在に至っているというような状況でございます。また、ナンバー8のミュージックフェス土浦開催事業費補助金、こちらは教育委員会所管の補助金で、PTA連絡協議会に交付している補助金ですが、判定では記載のとおり、PTAの活性化が目的であるなら、自主事業にするのが良いのではないかなというような御意見もいただいておりますが、担当課としましては、この事業についてはセミプロの音楽家と児童生徒が一緒になって音楽の演奏をステージ上で行うというようなイベントということで、こういったイベントを通じて貴重な体験と、様々な人たちとの交流などを児童生徒の健全育成に意味があるものとして、継続の判断をしております。また、その上で、判定は真摯に受け止めまして、補助対象経費の見直しを行い、以前までは飲食費なども入っていたということですが、それ以降は飲食費や広告費の削減など、補助額の減額も行っております。そういったところがこちら不要となった判定になっております。そのほか、資料④の要改善の判定結果も御覧いただきまして、全部で61件ありましたが、令和6年度では53件となっております。金額が増額になっている補助金もありますが、額が減少した補助金は22件、統合廃止も8件あるなど、こちらにも要改善の判定について委員会の意見を踏まえて見直しも一部行っているところがございます。継続につきましては割愛させていただきまして、以上が前回の判定から現時点での状況についての概要になっております。なかなか委員会のほうでも現場の状況が分からない中で、短期間での補助金の判定というところは大変難しい作業であるということもあります。また、事務局である市のほうでも、やはり一度事業を始めるとなかなか終了の判断ができにくいというような傾向もございます。そういった中で、こういった補助金等検討委員会の開催、判定につきましては、定期的に行うことで、時代背景、補助の役割などを

再認識するきっかけにもなり、また、事業の見直しを後押しするというようなこともあるので、一定の効果があるものというふうに認識しております。また、実際に見直しを行ったケースも多々あります。また、補助金の見直しにつきましては所管課でお願いするような形になりますが、財政課におきましても、毎年の予算編成において、検討委員会の判定を踏まえまして、補助金の見直しの進捗状況などをヒアリングを行いまして、予算査定に努めております。今年度も同じように判定結果が出ましたらば、それを踏まえまして、所管課には補助金の見直し指示、また、財政課におきましても、新年度の予算編成においては、担当課のヒアリングを通じて、最適な予算編成ができるように、査定方法などを今後整理してまいりたいと思います。そして、効果的な予算編成、行財政改革につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○**奥谷委員長** ありがとうございます。事前に委員の皆様にお送りした資料の内容について、今詳細に御説明をいただきました。各委員の皆様の御意見を伺ってまいりたいと思います。改めて執行部に対して質問がある方は、質問をお願いいたします。

○**篠塚委員** 行財政改革大綱の一つとしてこの検討委員会が始まったんですが、この検討委員会の開催する期間などは明記されていないと思いますが、それはどこで決めていくのでしょうか。

○**瀬古澤財政課長** 御指摘のとおり、提言書の中でも、特段こういった補助金の検討委員会の周期というもの決められていないような形になっております。今年度行うこの期間につきましては、前回の期間を踏襲しまして、平成24年から30年度が6年間の間があったということも踏まえまして、今回、平成30年度から6年空いたということで、今年度実施するというような形に至った経緯でございます。

○**古沢委員** 平成30年に不要判定となった補助金一覧でのナンバー6について。執行部のほうでは内容がまだその領域に達してないというのが、理解できないんだね。具体的に、女性団体に執行部のほうでこういう方法を考えてくれとかいろいろあるはずなんですけど、その辺りはどうなんですか。

○**瀬古澤財政課長** 先ほども述べましたけれども、実際に補助金の見直しを行っていたくというところは、この補助金を所管する担当課のほうでの役割というふうに認識しております。担当課のほうとしましては、今御指摘があったように、この判定を踏まえて、団体のほうとも、今後の補助の在り方、また、金額につきましても調整をしていくということで、こちらの補助につきましてもそういった形で話し合いを行ったというふうにも聞いております。その上で、先ほど申し上げましたとおり、やはり担当課としては、この男女平等社会というところを醸成させていく上では、こちらの団体の活動というのがまだまだ必要だというようなところで継続に至ったということで、事務局財政課としましても、そういった経緯も踏まえまして、毎年の予算編成の中で、今後の見直しの状況であったりとか、方向性なども踏まえてヒアリング査定を行っているところでございます。

○**奥谷委員長** 古沢委員、本日は個別の補助金の案件の審査ではありませんので、その

辺りを踏まえて御発言をお願いします。

○古沢委員 考え方。だから、担当課で必要性を認めているのであれば、その団体に、担当課ではできないような、こういうことを調査してもらいたい、こういう活動してもらいたいというのは言えるんでしょう。どうなんですか、その辺りは。

○瀬古澤財政課長 おっしゃるとおり、補助金に限らずいろいろな事業がある中で、やはり団体に対して予算を執行していく上では、成果を求めていくというようなことは必要だと思いますので、そちらにつきましては財政課のほうからも、今後の予算編成ヒアリングの中でも担当課のほうにはいろいろとお願いをしていきたいというふうに考えておりますし、実際にもこういった形で行っております。

○小坂委員 参考資料の19、20、21なんですけど、不要とはなっておりません、要改善ということになっている点について、とりあえず意見として申し上げます。土浦地区交通安全協会と、それから母の会安全対策協議会ということなんですけど、これ御存知かどうか分からないので話しますけれども、国の交通安全対策特別交付金のようなものがあります。その交付金をこの予算として出してるわけでございまして、あくまでも、これは土浦市の予算というより国の予算をそのまま使っているというふうな認識だと私は考えているのですが、そのことについて御理解があるのかどうかということとは分かりませんが、そういうことだろうということによろしいですかね。

○瀬古澤財政課長 御指摘のとおり、やはりこの補助金の中には、国、県の補助金などの財源が含まれているものがあります。また、もともと国の制度などがあるものについては除外しているとお話ししましたが、任意で国の財源を貫いまして、実際に補助金として執行しているものもございます。そういった内容につきましては、先ほども御説明した中で、各課のほうで補助金等評価シートというシートを作っていて、それを委員さんにも見ていただいて評価していただくというような形になりますので、ある程度それも踏まえての判断にはなってくるかとは思いますが、それ以外でも、やはり先ほどもお話ししましたが委員さんもなかなか全ての補助金の中身、現場を知っているわけではないので、理解しきれない部分もあるかと思いますが、そういった部分も踏まえて、評価を行っていただいているというような状況でございます。

○小坂委員 ありがとうございます。ということで、国の予算を使っているということなので、土浦地区交通安全協会の予算というのは、そういう意味だということをお話しただけで大変助かりますということでございます。すみません、意見です。

○柳澤委員 数字について教えていただければと思います。資料の9の③の中で、この中の7番の児童館母親クラブ運営費補助金というものですが、これは6年度の予算はなしということで、令和元年から要求なしで備考欄にあるんですが、これはこれでよろしいんですかね。

○瀬古澤財政課長 お見込みのとおりでして、こちら7番の児童館母親クラブ運営費補助金につきましては、30年度までは予算がありましたが、令和元年の予算からはなくなっているということで、こちらの棒線が引っ張っている箇所は同じような理由となっております。

○柳澤委員 ありがとうございます。ということ伺ったのも、先ほど■■さんからいただいた資料の中ではその当該のものに令和6年度の予算で120万円というふうに入っていたんですが、実際には6年度の予算はないよということが正しいということでしょうか。

○瀬古澤財政課長 先ほど■■様のほうは予算書のほうから引っ張ってきていただいたというようなことでした。予算書は結構細かいものなので、なかなか見落としする部分というのがあるかと思えます。こちらの今回御用意してもらった資料は私どもの予算編成のシステムの中から拾い上げたものなので、こちらのほうが数字的には大丈夫かと思えます。

○古沢委員 補助金等検討委員会の皆さんが一応結論を出したわけだね。要改善とか、不要とか。それと実際に執行部の皆さん方がその後に出したのにはかなり差異があるでしょ、違いが。これはそうすると、補助金等検討委員会の皆さんが、やっぱり問題があるのか、なかなか言いづらいところもありますけれどもね、余りにも差が、違いがあり過ぎると思えますが、いかがでしょうか。

○瀬古澤財政課長 確かに、おっしゃるとおり、金額だけでいうと改善がなされていない部分というのも多々ございます。ただ、先ほどもお話ししましたとおり、検討委員会の委員さんも、実際にその補助の現場に携わっているということではなく、あくまでも資料等を見ながら市民目線で、こういった補助はどうなんだろうというような意見での判定というような形になってくるかと思えます。一方で、実際に執行している所管課におきましては、そういった団体との関わりの中、またこの事業の目的なども踏まえて、その意見を踏まえて事業の継続性又はこれは廃止すべきなのかというようなところが判断の上で継続になったり、廃止になったり、減額になったりというような判定になっているかと思えます。事務局側としましては、こういった判断をしてもらおうというようなきっかけってところでこの検討委員会は有益なものかと思えますし、また、今回も、改めてゼロベースで判定が出るかと思えますので、そういったものについて、改めて補助金について考え直していただきたいというようなことで、協力をお願いしたいと思っております。

○滝田委員 補助金の見直しについての提言書の18ページになるんですけども、今後の補助金の在り方についてという部分で、(7)補助金の交付期間または周期の設定、3年ごとに成果等を検証し、という部分があるんですけども、今回、6年かかって今始まる、そしてゼロベースから始まるということなので、そこら辺も次回に伸ばしていけるように検討していただければ幸いかなとは思っているのですが、よろしくお願ひしますということと、今回、6年もたてば、多分、提言書というか委員会のメンバーも随時変わると思わうんですね、6年という歳月というのは。その辺も今回の検討委員会のほうでもメンバーが変わるような予定というのはあるんですかね。もう一つ、例えば予定が変わるというのであれば、どういった方が今後ここに入ってくるのかという予測だけでもいいので。

○瀬古澤財政課長 御意見ありがとうございます。委員の構成につきましては、平成3

0年度と今年度につきましては、一部の方、2名の方は、前回と同様で、残りの3名の方は前回と変わっております。ですから、次回、何年後かになるかというのは、何ともこの場では言えませんが、同じように前回から引き続いてお願いしていく方、また新たに変わるという方はあるかもしれません。また、その中で人員の選考の基準としましては、こちらの委員会の要綱の中で、専門性のある有識者の方と市民というふうに分かれております。そういった意味で、例えば大学の教授であったりとか、今回の委員会の中ではそのほか税理士さん、弁護士さんなども含めておりますが、そういった方々にお願いしていくのと、また、市民につきましては、補助金、補助制度というなかなか難しい制度の中で、いろいろと判断をしていくという作業は難しいかと思っておりますので、今回の委員の中にも土浦市の行財政改革に伴う各種審議会の委員等をお願いしている方にこちらの検討委員会もお願いしたというような経緯もございますので、そういった中から、改めて選別をお願いしていくような形になろうかと思っております。また、委員会の周期につきましては、■■様からもその点について御指摘もありましたけれども、今回の陳情の中でも、そういった部分も踏まえられておりますので、委員会の中でも御意見をいただきながら、次回の開催等も検討してまいりたいと思っております。

○**滝田委員** ありがとうございます。またそれと同時に、今回のこの全補助金の一覧があるんですけども、金額が少ない部分からずっと見ていくと上がっている部分というようになっているというのは、それはやっぱり団体というかやっている事業に対しての力がもうちょっと足りないのかなとか。逆に減っている金額があったら、大分力がついてきたってそういう意味合いで捉えてもいいですかね。

○**瀬古澤財政課長** 御指摘のとおりですね、要改善の中でも2種類意味があるのかと思っております。例えば、こちらの補助金の役割がある程度終わったというか、できたので減額していてもいいんじゃないかということと、まだまだこちらやり方によっては、市民の利便性向上のためにいい補助になるのではないかという2パターンがあるかと思っております。例えば、こども未来部で行っている病児病後児に対する補助金につきましては、手順というか、やり方をもう少し簡素化すればいいのではないかというような指摘を踏まえて、手続きについて、その後、簡素化したり、また、対象となる施設が増えたというようなこともありまして、以前の平成30年度補助額よりも現在の補助額のほうが大分大きくなっております。また、そのほか、やはり減額すべきところもありますけれども、そういったところは、要改善の中では混在しているような形になっているかと思っております。

○**滝田委員** 詳細な御意見ありがとうございます。是非、そういった部分でも、補助金というのは、力をつけるための第一歩のための補助金だと思し、継続していく中でもう大分力がついたらそのままいくのではなくて、そこでちょっと見直すという部分も必要だと思うので、先ほど述べたように、定期的にといいよりも、6年ではなくて3年とか、そういった部分できちっと判断していってもらえるといい補助金の使い方になってくるのではないかと思いますので、よろしく申し上げます。

○**奥谷委員長** 今少し個別の案件に偏って質疑が進んでいますので、この陳情に関して

の質疑というふうにしていただけるように心掛けていただければと思います。細かい個別の案件はまた別の機会でということになると思いますが、この陳情に関しての質疑、意見等がもしあればというふうに思いますが、いかがでしょうか。質疑は終了してよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、継続審査について諮る前に、委員の皆様からの御意見をお聞きしたいというふうに思いますが、皆さんいかがでしょうか。

○古沢委員 陳情で5番目、チェック機関である市議会内の監視機能の創設。これはね、私もちょっと微妙だなと思うの。議会内でこういうのはなかなか決めるのは難しいんじゃないかという感じがするんだけど、私はね。

○篠塚委員 今の古沢議員のお話にもあったとおり、市議会議員の権利というのは、監視権という権利がありますので、この細かいところに関しては、5年、6年前からですか、予算決算委員会という、前は決算だけの委員会だったんですが、全体の委員会、歳入はどこからきているのか、歳出はどこにするのかというのを諮る委員会ができて、より詳細に補助金についても審査をしていくことがありますので、監視機能はきちんとしていると思います。それから、先ほどの4番目の各年ごとの小委員会という話があったのですが、先ほどまだ補助金に関する委員会は定期的で開催するとかそういう要綱がないというお話がありましたので、ここは検討の余地があるかと思うので、ここをやはり第三者から見えていただいて、専門家の意見、それから、市民の意見というのを聞いて、今後どうしていくか、経済状況も変化するでしょうし、いろいろなことがあると思いますので、その辺を含めて、定期的で開催するような項目もあってもいいのかなと思います。しかしながら、この陳情に対しては、採決するに当たっては、既に機能していますし、議会の役割というのが何をやっているんだという部分があると思いますので、この陳情に対しては、不採択とするべきだと思います。

○奥谷委員長 ほか、いかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 今の御意見を参考として、これから採決を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、古沢委員は継続審査の意向ということでよろしいですか。

○古沢委員 はい。

○奥谷委員長 継続審査の理由について、お願いします。

○古沢委員 ■■さんが分析した内容、この分析資料によっても相当理解できる点は多々あると。そういう点で、継続かなと。ただ、■■さんの意見を、この総務市民委員会で決めていいのかどうかというのは、私もまだ理解できないところなんでしょうけども、それも継続の中に入ります。

○奥谷委員長 そういった意味で継続を希望ということですね。分かりました。それでは、ただ今、本陳情については継続審査を求める意見がございましたので、継続審査に

ついてお諮りをいたします。本陳情を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

(古沢委員挙手)

○奥谷委員長 1名。反対の方は挙手をお願いします。

(目黒副委員長・篠塚委員・小坂委員・滝田委員・柳澤委員・菅井委員挙手)

○奥谷委員長 ありがとうございます。賛成少数でありますので、継続審査とすることは否決をされました。それでは、採決をいたします。本陳情を採択とすることに、賛成の方は挙手を願います。

(なし)

○奥谷委員長 いらっしゃらないですね。それでは、不採択とする方は挙手願います。

(目黒副委員長・篠塚委員・小坂委員・滝田委員・柳澤委員・菅井委員挙手)

○奥谷委員長 挙手が多数でありました。よって、受理番号7の陳情については不採択といたします。執行部の皆様は、退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。それでは、ここで暫時休憩いたします。午前11時10分再開といたします。よろしく願いいたします。

(休憩：午前11時2分)

(再開：午前11時10分)

○奥谷委員長 それでは、再開をいたします。つぎに、受理番号8監査に関する陳情書を議題といたします。資料10を御準備ください。この陳情につきましても陳述希望がございましたので、はじめに、陳述者の方に意見陳述をしていただきます。陳述する際の注意事項については、先にお伝えしたとおりでございます。陳述していただく時間は10分間となります。それでは、意見陳述を始めてください。よろしく願います。

○意見陳述者■■■氏 改めましてこんにちは。先ほどに続きまして、■■■でございます。よろしく願いいたします。着座のままで失礼させていただきます。今回ですね、監査に関する陳情ということで、これもですね、監査制度そのものということではなくてですね、せっかくの監査制度をより有益に、そして分かりやすく運営していただければというような思いでの陳情になりますので、是非お含みおきいただければと思います。これもですね、資料1点、配布をさせていただきましたので、その資料について、ちょっと見方を御説明させていただきます。A4の冊子になっております監査に関する陳情書というところで、定期監査結果報告のうち、指摘事項に関する報告状況ということで、これホームページから拾ったものなんですけれども、令和2年度から5年度までの定期監査の中の指摘事項、それを拾った件数です。一番左が当該年度ということで令和2年度から5年度まで、間にちょっと小計を挟んでおりますけれども、合計で35の指摘事項がありました。そのうち、報告済み件数、これ担当部局から市長、市長から監査委員に報告されたというのがホームページも結果が載っておりますので、その件数です。令和2年度が3、令和3年度は7、令和4年度8ということで、ずっと見ていくと、指摘事項35件のうち18件が報告済みであると。逆に言うと未報告はその黄色の所ですね、ずっと見ていって2、2、6、小計が入って7の17ということで、指摘事項、例えばこれ、令和5年度ですと、まだ6年度に入ったばかりですのでここは数字から除外したと

しても、小計のところでは2年度から3、4見ていくと、指摘事項が28、報告済み18、未報告が10で報告率は64%ということです。これ地方自治法において規定されているところで報告をきちんとしなくちゃ、ちゃんとしましょうよということが決まっているものですね、そういう意味で言うと、もう古いものでいくと、4年も経ってまだ報告されていないものがありますよというようなことなんです。開いていただいて、各ページの所に、一番左側にその指摘の年度、担当課、通番があつて指摘事項、こんなことですよ、内容はこうですよということで一番右端に報告日ということで、きちんと監査委員に報告されているのが、いつです、報告書が出たのはいつですということで、この黄色が未報告ということになります。ここもですね、別段この中身を云々と言うつもりはありませんので、黄色い所がいっぱいあるのはこれまずいよねということなんです、一言で言うと。そういったところでの陳述内容ということになります。監査というのは、非常に大変だし、大切なことということで改めて申し上げることでもないんですけども、法律に決まっているからってということが一つはそうなんですけれども、やっぱりきちんと監査されたほうもしたほうも、受け入れたものに関してきちんとその結果がどうだったのかということをやっぱりしていくことが非常に大切なことだと思いますので、それをですね、もう少し組織的にといいますか、きちんとを追いかけてですね、そういったことの報告漏れがないようにして行って、それで監査をより的確にさせていただくというようなことをお願いできればということでの趣旨でございます。私もこの資料を作っていてですね、こんなに未報告があつていいのかなということがありましてですね、ということは、つまり、駄目よって言われていることが、指摘されていることが、変わらないでそのままずっと年度経過していくということは、それがいつの間にか慣習であり、習慣でありってということになってしまつて正しいんだよみたいな認識になってしまうということもあり得るので、是非その辺のところをきちんとですね、この辺のところをチェックすることが非常に必要じゃないかなと思っております。監査もですね、多分監査委員の方が直接全てを見ているわけではないので、多分監査委員事務局の方がいろいろ見て、それを報告されてそれでというようなことだと思うので非常に大変だと思うんですけども、そういった意味では、こういった仕組みをより良いものにするために、ここでは3点ほど陳情ということでさせていただいております。陳情書の1から3番目のところですね、少しお話させていただきましても、まず、1の監査結果、特に指摘事項に関する対応状況の明確化を図るための体制の構築ということで、これは非常に簡単なことだと思います。例えば、ホームページ上にですね、この一覧を載せていただいて報告されているものが何件ということをするだけでもこれは効果があるんだと思います。それから、1を踏まえてですね、そういう意味で4年度がどうなっているのかというのを改めて是非、監査委員の方だけではなくですね、全体的に検討していただければと思います。それで、なぜこの監査がですね、なぜというか、非常に大変なので、是非是非この監査委員の体制もですね、是非変えていただけると、こういったことに対してもですね、きちんとチェック機能が働くかなというふうに思って、是非、3番目として監査委員の増員、あるいはですね、構成の変更ということをお願いできれば、検討い

ただければと思っています。これは条例で決まっている部分で、土浦市2名ということになっていますけれども、今、専門監査委員の方、識見者と言われる方が1名、それと議員の方が1名ということになっていますので、もうできればもう1名増員していただいて、水戸はこれ法令で決まっているんですけど4名いらっしゃるんですよ。そのうち、うち1名は専任監査委員ということで毎日いるんですよ。ですから、それに準じた形です、できれば専任監査委員を1名増員していただいて、今やっぱり市の業務は専門化、高度化していますので、やっぱり専任で見ていくようなことをしていかないと、監査内容をきちんと理解するということも難しいのかなと思いますので、それも一つお願いしたいと思いますので、もしですね、それが不可能であれば、現状の2名の体制を変えるということも、これは可能なのかなと思っております、議員の方には大変失礼なんですけども、別の形で監査に対する監視機能を持っていただくようなことで、監査委員の方、識見者と言われる、例えば今だと、税理士さんがやられていますけれども、その方を2名にさせていただいて、うち1名を選任ということで、常勤をしていただくような体制に変更していただければですね、より監査体制が強化されますし、例えばですね、この監査結果、指摘された結果を監査された側がどう受け取っているのか、受け止めているのか、これ大変恐縮なんですけど、多分中には、こんなこと言ってないよ、違うよこれっていうのがあると思うんですよ。そういったことも、今の体制ではなかなか業務量の中で、全部チェックすることもできないかと思っておりますので、そういったことも含めて、是非この体制の変更ということを御検討いただければと思います。以上になります。ありがとうございます。

○**奥谷委員長** それでは、意見陳述については以上とさせていただきます。ありがとうございました。陳情者の方は傍聴していただくか、退席していただきますようお願いをいたします。

(陳述者移動)

○**奥谷委員長** ありがとうございます。それでは審査に当たりまして、執行部にも出席をいただいておりますので、よろしく願いいたします。はじめに、事前に資料要求しておりました、監査業務の概要について説明願います。

○**藤井監査委員事務局長** では、監査業務の概要につきまして、説明をさせていただきます。サイドボックスは、資料の11の①になります。監査業務の概要を御覧いただきたいと思います。まず、1ページをお願いいたします。1ページは、監査事務の進め方としまして、監査の在り方や方法、監査報告書の市長への提出時期など記載しておりますので、後程御確認をお願いいたします。2ページの2番ですね、監査、審査、検査のあらましをお願いします。監査委員の行う定例監査は三つありまして、表の左側、上から3行目になります決算審査等、その下の定期監査、その下の例月現金出納検査です。なお、監査委員の行う監査は、地方自治法等で定められておりまして、次の3ページから4ページに表にしてありますので、後程御確認をお願いいたします。陳情事項1に記載されている指摘事項につきましては、定期監査の監査結果報告書に記載されているものですので、2ページの表ですね、先ほどの4行目、定期監査について説明をさせていた

できます。定期監査は毎年10月から翌年2月にかけて実施しているもので、監査等のねらいですが、事務事業や、効果的、経済的に行われているか、合理的に運営されているかといった点を主眼に置いた指導監査を行っています。その箱の右側です。監査の方法ですが、1、監査対象は市の全ての機関です。2の事前監査は、事務局職員が資料及び関係書類の確認を行うものです。3の監査は、事前監査の結果を踏まえて、監査委員が各部課長から説明を受け、質疑応答により行うものです。終了後に、簡潔に口頭で公表しまして、後日報告書により市長、議会等に報告します。この一番右側になります。監査等の結果ですが、1、監査報告書、監査結果報告書とも言いますが、監査終了後に作成します。2、監査報告書は市長、議長等に報告かつ一般に公表します。この監査報告書に記載される指摘事項は、監査委員が改善を要すると判断し、措置を求めるものです。3、改善等を指摘された事項については、指摘を受けた長などが改善措置状況を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表します。本市では、監査報告書と措置状況を、市のホームページに公表しております。なお、監査報告書は、サイドブックのその他資料にも掲載していただいております。つぎに、監査事項2の令和4年度監査内容への対応状況です。監査結果を市長に報告した後、庁内全ての機関へ周知しております。担当課は対応を進めていると思いますが、指摘事項に対する措置状況が未提出となっているものがございます。措置状況は、措置を講じた時に提出するものなので、相手方の対応が必要なものや要綱等の改正が必要なもの場合は、時間を要すると思われます。先ほども陳述で御指摘ございましたが、4年度の指摘は5年3月末に出したもので、現時点で1年2か月が経過しています。4年度以前の指摘措置状況が未提出となっている担当課につきましては、今後、監査委員または事務局から状況の確認をしたいと考えております。最後に、陳情事項3の監査委員の増員等についてですが、次の資料の11の②を御覧いただきたいと思っております。1ページ目をお願いします。先ほどの陳述でも説明がございましたが、監査委員の増員については、一番上の195条の2項に規定されています。2行目の中ほどになりますが、ただし、条例でその定数を増加することができるとされています。また、構成の変更についてですが、その下の196条に規定をされています。4行目の中ほどにあるかと思っておりますが、ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるとされています。このことから、どちらについても条例改正により可能となるものです。説明は以上です。

○**奥谷委員長** ありがとうございます。それでは、各委員の皆様の御意見を伺ってまいります。改めて執行部に対して質問がある方は、質問をお願いいたします。

○**篠塚委員** 先ほど報告日が所管の委員会に行って、措置できたものを報告してないというお話だったんですけども、これ空欄だと何もしていないというお話になってしまう可能性が、公開している場合はね、継続審査中とか、状況を報告書の中に入れるようなことは可能なんですか、それとも難しいんでしょうか。現況こういうふうになっているというものを、報告の中に入れれば、何もしていないというか、やったかというよりも、一つの選択肢が生まれるのではないかと思います。その辺りはいかがですか。

○**藤井監査委員事務局長** 今の御指摘ですけれども、措置状況が出ていないものを期限

を設けて指摘をしているわけではないんですね、今のところ。ですので、その措置が終了してから、担当課が出してくるということになりますので、4年前のものでも空欄という状況に今なっているところですよ。途中での状況報告については、今後検討させていただきたいと思います。

○柳澤委員 先ほどの篠塚議員の質問に付随してなんですが、今の御答弁の中で期限を設けないで、その是正の処置を行ってもらっているとあるんですが、期限を設けない意図を教えてくださいませんか。

○藤井監査委員事務局長 先ほども少し触れさせていただきましたが、指摘の中で、規則やもしかすると条例等も変えなくてはいけないようなものもございます。または、相手があることについては、相手との交渉もございますので、そういうものも踏まえて、期限は設けていないんだと思います。

○柳澤委員 ありがとうございます。ただ、一般的には、監査に対する是正事項というのは、期限を設けて、いついつまでに対処してというのが基本ということにはなっていると思っています。ISOの国際的な監査の方法ですとかそういったものにもそういったものを設けられておりますので、何か難しくても先ほど篠塚議員がおっしゃったように途中経過ですとかそういったことが目に見えるような形であれば、やはり良いかなとは思っています。その上でもう1点ございまして、監査の結果についてなんですが、今ちょっと私手元に令和4年度の監査結果、これホームページからダウンロードしてきたものなんですね。ここで、第7の項目で監査の結果とあって、確認した事実、措置すべき内容として、指摘事項、該当部課と確認した事実、措置すべき内容というふうにございます。これはあくまで監査委員側が挙げた内容だと思うんですね、措置すべき内容でしたり、確認した事実。その上でですね、この資料で言えば、11の②番、地方自治法の中の、資料の中では第199条の14番ですかね。この中では、ざっくり言いますと、監査の結果に関する報告が提出された場合において、監査の結果を受けた被監査者は、当該監査の結果に基づいて、措置を講じたときは、措置の内容を監査委員に通知すると。その通知の内容を公表するというふうにあります。なので、この条項にあってはあくまで主体としては、被監査者が、自ら講じた措置を公表するというふうになっていると思うんですね、この中にあっては。ただ、このホームページ上にある監査の結果においては、例えば措置すべき内容というのは、何々されたいというような書き方とか、あとは何々するべきであるというような書き方であって、言っている主体としてはこの監査者の方になっていると思うんですね。ですので、お聞きしたかったのは、この被監査者の方々がこういった指摘を受けて、こういう措置をしますよというふうな被監査者を主体としたこの措置の報告書というのものも、あるのはあるんでしょうか、ホームページ上にないだけで。

○藤井監査委員事務局長 先ほど説明させていただいたかと思うんですが、監査の措置状況の報告ですね。報告が上がってきましたら、それを監査委員のほうで公表することになっておりますので、そちらについても市のホームページのほうで、措置状況ということで、公表しております。御確認いただければと思うんですが。

○柳澤委員 失礼しました。確認不足でございます。

○小坂委員 私、監査はよく分からない所も正直あるんですけども、ただ、私議員として、意見として言わせていただきたいのは、専門家の方は大体会計関係の方が多いかなあと思うんですが、私も仕事柄そういう方とお付き合いは、ごく密にあるんですけども、その方たちというのは非常に数字に強いということはもう当然のこととして、それを厳密にやられるという、とてもきちんとした真面目な方が100%と言ってもいいぐらいいらっしゃると思いますので。ただ、その方と、そして議員というところで監査と。私は思うのですが、監査とは一体何だろうなということは、多分基準というのは、本当は一般常識、いわゆる一般の人の世論とか、そういうものも関わってくるのではないかなと実際には思っています。とするならば、議員というのは、一般の人の代表でございますので、議員をもう一人増やして、二人体制というのもあってもいいような気がしますので、それは条例上可能だということでございますので、数字をどうするかというのは、やはりこれは世論が決めるところであるだろうと私は思っていますので、監査というのはそういうことなのかなと。漠然とでしか思いませんが、そういう意見です。以上です。

○古沢委員 陳情では、監査委員の数を増やすとか、そういう面では常勤の監査委員をと言っていますが、未報告件数、令和2年から令和5年まで17件ありますが、それが例えば、一人増えたからこれがなくなるとかということなんですかね、俺はちょっとそう思えないんだ。年に2件とか3件とか、監査委員を増やすという問題じゃなくて、先ほどね、事務局長が言ったように、年数が決まっていなくて、4、5年後でも、制度の問題もあるし、条例の問題もあるということで、監査委員が増えたから、これがなくなるのかなというのは、ちょっと俺は疑問を持っています。

○藤井監査委員事務局長 難しい御質問かと思いますが、まず、先ほど説明させていただいたとおり、監査委員の行う本監査の前に、事務局の職員で事前監査を行います。そこで発見されるものが8割ぐらいは占めているかなと思うんですが、この指摘の中でですね。そのように、判断いたします。

○菅井委員 素朴な質問なんですけども、この監査委員の定数についての所で、定数増加することができるという記載の所なんですけども、都道府県及び政令で定める市には4人というふうに書いてあるんですけども、それ以外は二人というところで、この増やす場合のマックスの人数値は4人という認識で合っていますか、増やす場合。1名増やして3人でもオッケーだし、4名でもオッケーですと。そもそも二人。この増やすことができるという所に関して。

○奥谷委員長 それの上限は何名かということですね。

○藤井監査委員事務局長 すみません、先ほどの説明でちょっと漏れました。195条のほうですが、その他の市及び町村によっては二人とするとありますので、二人が基本となっております。あと、県内の状況を確認したんですが、3人の市がございます。つくば市、古河市、笠間市、常陸大宮市、かすみがうら市の5市が3人となっております。水戸市は先ほどお話出ました4名です。その他の市は二人という状況になっており

ます。

○菅井委員 分かりやすい説明ありがとうございました。

○奥谷委員長 ほか、執行部に対してございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 執行部への質問は以上とさせていただきますと思います。それでは、採決に移る前に委員の皆様からの御意見を伺いたいと思います。

○篠塚委員 まず、監査委員の数ですが、確かに今、監査するに当たってのいろいろなことがありますので、数字を見る監査委員、専門監査委員が一人、それからその事業に対して費用対効果とか、全体を見るのは一人で犠牲になっていると思いますが、この二人は最低限必要だと思うんです。その事前の監査は事務局でやっていると思うんですが、その中で、やっぱり専門的知識が必要だということもあるのはあると思います。また、工事監査については、今外注をしてお願いしているような状況ですが、今工事もかなり多い状況の中で、それをやっていくという上で、増やすというのは一つの選択肢であると思いますが、ただ、増やしたことに対してどこまで効果があるかということも問題がありますし、条例をまず変更しなくてはいけない、条例改正するのは結構大変なことでありますし、その理由付けもある、予算化もある。そういう問題の中でやっていくには、現状の構成の中で、分かりやすい監査、公表する監査というのを努めていく必要性があるのは重々分かります。しかしながら、今回の陳情を採択とする場合に、監査の在り方というものも全部見直しをしなくてはいけない。条例も変更しなくてはいけない。そういうことも踏まえますと、今回の陳情に対しては、採択するのは難しいかなというふうに思います。ただ、監査の強化というのは、今後課題だと思いますので、中でよく話し合っていて、それから、報告もより市民に分かりやすい報告をするべきだと。また、議会のほうも、監査報告を受けた上で、その報告書に備えて、決算が正しいのか、また予算が、枠がどうなのかという審査をしていくべきだと思います。

○奥谷委員長 ありがとうございます。ほか、御意見よろしいですか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、受理番号8の陳情につきまして、継続審査を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、採決をいたします。本陳情を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(なし)

○奥谷委員長 それでは、不採択とする方は挙手願います。

(全員挙手)

○奥谷委員長 全員ということですね。よって、受理番号8の陳情については、全会一致で不採択といたします。受理番号3及び受理番号4の陳情の審査については、日程のとおりといたします。それでは暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。よろしく願いいたします。

(休憩：午前 11 時 47 分)

(再開：午後 1 時)

○奥谷委員長 それでは、総務市民委員会を再開いたします。協議事項（1）議案の審査に入ります。議案第 47 号土浦市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○日高環境保全課長 環境保全課でございます。よろしくお願いいたします。資料 1、議案第 47 号土浦市手数料条例の一部改正について、御説明いたします。資料が 1 とありますが、別添のものと二つに分かれておりますので、はじめに、左側の資料 1 を選択願います。1 の改正の趣旨でございますが、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的に、土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例、いわゆる残土条例を定めており、その埋立て等区域の面積が 5,000 平方メートル未満である土地の埋立て等を行おうとする者は、土浦市手数料条例に基づき、手数料を納めなければならないとしております。当該手数料は、許可の申請及び変更許可の申請時に徴収しているもので、変更許可申請手数料については、現在埋め立てる土地の面積の増加の場合に限り、手数料を徴収する運用としておりますが、県内の同規模自治体の状況を比較したところ、煩雑化しているとともに、手数料の金額にも大きな乖離が見られることから、土浦市手数料条例別表第 2 に規定する土地の埋立て等許可申請手数料の一部を改正するものです。2 の改正の内容でございますが、一つ目として、別表第 2 の 1 の項、許可申請手数料の文言を一部修正、二つ目として、別表第 2 の 2 の項、変更許可申請手数料を、変更後の埋め立てる土地の面積の区分に応じて、全て手数料を徴収する運用とするため、所要の改正をするものです。この改正によりまして、今までは手数料を徴収していなかった埋立て等を行う期間の延長、埋立て等に用いる土砂等の発生場所や数量の増加などについても、県内の同規模自治体と同様に手数料を徴収することとなります。また、県内の同規模自治体と同様に、区分を面積毎と明瞭にし、手数料の金額を同等とするものです。3 の施行日でございますが、料金の改定となりますので、半年以上の周知期間を設け、令和 7 年 4 月 1 日からといたします。2 ページから 4 ページが条例案文となっております。それでは、一度閉じていただきまして、もう一つの資料 1 別添を選択願います。5 ページから 7 ページが新旧対照表となっております。左側が改正後、右側が改正前で、赤字の部分が変更箇所となります。まず、5 ページの許可申請手数料については、区分に埋立て等区域の面積がなどという文言を付け足し、分かりやすくしております。また、6 ページから 7 ページの変更許可申請手数料については、右側の改正前では、区分が煩雑化している状況でありましたが、左側の改正後のように、県内の同規模自治体と同様、区分を面積毎と明瞭にし、手数料の金額を同等といたします。8 ページに県内同規模自治体との手数料比較がございます。水戸市、日立市、つくば市と比較したもので、左側が許可申請手数料、右側が今回改正する変更許可申請手数料となります。半分より下が、本市の改正前と改正後のもので、今回の改正によりまして、1,000 平方メートル未満が 5,000 円、1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満が 12,0

00円、3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満が35,000円とするものです。説明は以上でございます

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第47号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案どおり決しました。つぎに、議案第53号土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 管財課です。サイドブックの資料2、議案第53号土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事請負契約の締結についてをお開きください。本案件は、議会の議決を付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例、こちらの第2条予定価格が1億5,000万円以上の工事に該当いたしますことから、議会の議決をお願いするものです。1ページをお願いします。議案の内容でございますが、名称は土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事、工事場所は土浦市東真鍋町地内、工事内容は柔剣道場棟の外部改修工事、内部改修工事、設備改修工事でございますが、詳細については、別紙で説明させていただきます。契約金額は、2億1,692万円、契約の相手方は、市内本社の郡司建設株式会社でございます。契約の方法は、一般競争入札でございます。2ページをお願いします。8番の工事の目的でございますが、令和3年3月に策定した土浦市学校施設長寿命化計画に基づき、施設を築後80年間使用することを目指し、概ね築後40年目に長寿命化に必要な改修工事を行うものです。4ページをお願いします。入札結果でございます。中段に記載のとおり、2者から応札がございました。予定価格については、左下に記載がございます税抜きで2億円、落札率は98.60%ございました。サイドブックを一つお戻りいただいて、資料2別添①をお願いいたします。1ページは、工事工程表となります。2ページをお願いいたします。工事の概要でございます。左側、上の1階平面図を御覧ください。1階は、柔道場になります。こちらは、1階レベルをバリアフリー化するため、玄関前にスロープを設置し、玄関ドアを開き戸から両引き戸にするほか、トイレの一部をバリアフリースイートイレ、車いすの方やオストメイト対応に改修いたします。左側、下の2階平面図をお願いします。2階の剣道場でございます。1、2階とも、柔道場及び剣道場の床をそれぞれ競技に適した畳とフローリングに改修します。記載の鋼製床は、鉄等の鋼材を使い、クッションゴムを挟み、床下地を組む工法で、強度・クッション性・耐久性に優れ、体育館や柔剣道などスポーツ施設で使用される床で、足腰への負担を軽減させ、転倒時の衝撃を吸収するメリットがございます。つづきまして、右下立面図をお願いします。屋根改修、外壁改修、外部建具改修となっております。屋根は、既存屋根仕上げの上に断熱材を敷き、その上から新たに金属製の屋根を覆い被せることで、断熱性と耐久性を向上させます。外部建具の窓は、断熱性を向上させた複層ガラスとします。外部に面する壁には、内側から断熱材を張り付

けることで、断熱性能を向上させます。また、外壁は、高圧洗浄し、再塗装いたします。以上が、主な建築工事内容となります。その他、電気設備、消防設備、給排水衛生設備工事を行います。つぎに、事前委員会で滝田委員より柔剣道場の現況内部の状況が分かる資料をとのお話ございましたので、資料2別添②に現況内部写真を準備しておりますので、御覧いただければと存じます。同じく事前委員会において、古沢委員より契約予定業者の郡司建設株式会社について、他企業に買収されているのではないかと御質問をいただいたところですが、調査しましたところ、登記簿上では、令和元年11月に代表取締役が変更になっておりますが、それが、買収や売却によるものなのかについては分かりませんでした。土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事請負契約の締結についての説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第53号土浦第二中学校柔剣道場棟長寿命化改良工事請負契約の締結については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案どおり決しました。つぎに、議案第54号清掃センターごみクレーン外整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 資料3、議案第54号清掃センターごみクレーン外整備工事請負契約の締結についてをお開きください。本案件は、議会の議決を付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例の第2条予定価格が1億5,000万円以上の工事に該当いたしますことから、議会の議決をお願いするものです。1ページをお願いします。議案の内容でございますが、名称は清掃センターごみクレーン外整備工事、工事場所は土浦市中村西根地内、工事内容はごみ焼却施設内の記載の更新工事、粗大ごみ処理施設内の記載の更新工事でございます。詳細については、別添資料で説明させていただきます。契約金額は、税込15億9,500万円、契約の相手方は、所在地が東京都港区の株式会社タクマ東京支社、契約の方法は随意契約でございます。こちらの内容の契約について、議決をお願いするものです。2ページをお願いします。3番の工期でございますが、議会の議決を経た日の翌日から令和9年3月15日までで、3か年の継続事業となります。6番の契約方法でございますが、5月20日に、随意契約2号を適用し、見積合わせにて執行いたしました。随意契約2号とした理由としては、更新・整備対象となる機器類が、株式会社タクマの独自技術で設計制作・組立て設置された物が多数あり、他のメーカーとの互換性も低く、また、その工事の特性、施設を運転しながらの施工となること及び工事終了後におけるごみ処理プラントとしての総合的性能の確保・適正な維持管理の必要性からも、株式会社タクマを工事依頼可能な唯一のプラントメーカーであると判断し、工事を依頼するものです。4ページをお願いします。清掃センターの位置図と施設配置図となります。5ページをお願いします。見積合わせの結果でございます。サイ

ドボックスを一つお戻りいただいて、資料3別添をお開きください。1ページをお願いします。こちらは、工事スケジュールとなります。工期は、議会の議決を経た日の翌日から令和9年3月15日まで、スケジュール表の黒い矢印の部分が清掃センターでの作業期間となります。ごみ計量器では、契約から令和8年8月までが計量器の製造期間となり、矢印の部分が、清掃センターでの作業期間、10月以降が機器の調整期間といった感じになります。概ね令和8年11月末で全ての更新・設置工事が終了で、12月からは調整期間としております。2ページをお願いします。こちらでは、ごみ処理施設の工事概要について説明いたします。左上のごみクレーンは、2基ございますが、1号機が平成17年、2号機が平成23年に更新しておりますが、クレーンバケットの爪の消耗、制御盤の劣化が著しいことから更新するものです。右上の消石灰定量供給装置、その下のダスト定量供給装置については、平成13年から14年度の排ガス高度処理施設工事での設置以来一度も更新しておらず、経年劣化が著しいことから更新するものです。左下の回収金属コンベアと、その右側の灰クレーンについては、竣工後30年間使用しており、経年劣化が著しく、使用している部品の中には製造中止となっているものもあることから、更新するものです。3ページをお願いします。こちらは、粗大ごみ処理施設の工事概要について説明いたします。粗大ごみクレーン、切断機、粗大ごみ供給コンベアについては、竣工後30年間使用しており、経年劣化が著しく、使用している部品の中には製造中止となっているものもあることから、更新するものです。清掃センターごみクレーン外整備工場の説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、質問もないようですので採決に移ります。議案第54号清掃センターごみクレーンほか整備工事請負契約の締結については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案どおり決しました。つぎに、議案第55号財産の処分について、滝田一丁目地内市有地売払いを議題といたします。執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 管財課です。資料4、議案第55号財産の処分について（滝田一丁目地内市有地売払い）をお開きください。本案件は、滝田一丁目地内の市有地について、4月26日に入札を実施し、売却の相手先を決定したところです。この度の市有地の売却については、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分の予定価格が2,000万円以上の動産の売払い、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに該当いたしますことから、議会の議決をお願いするものです。議案の内容でございますが、名称は滝田一丁目地内市有地の売払い、土地の所在地は、滝田一丁目8番1及び8番2、地目は雑種地、面積は2筆で13,437平方メートル、売払いの方法は、二段階一般競争入札、売却額は3億900万9,900円、契約の相手先は、つくば市に本社があります株式会社ウイングマネジメントでございます。なお、事業計画の内容で

すが、下の位置図をお願いします。8番1には共同住宅4棟、8番2には個人住宅1棟を建設する計画となっております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 確認ですが、今回の議決した後に、売却して収入が入ってくるのはいつ頃になるのか。それは、雑入で補正予算として入ってくるのか、その辺りをお伺いしたいのですが。

○皆藤管財課長 入金される日にちと、どの部分に入るのかについて、調べさせてもらいたいと思います。

○篠塚委員 今定例会でこの議案が通ったら、その後売買契約を結んで、それから入ってくるというので、まだ日付は決まっていないという理解でよろしいんですか。

○皆藤管財課長 そういう流れでいくんですけども、どこにいつ頃というのはまだ決まっていませんし、どこの部分に歳入で入るかというのも、明確には分かりませんので、調べさせていただきたいと思います。

○瀬古澤財政課長 収入に関しましては、財産収入で受け入れるような形になるかと思えます。

○古沢委員 これは将来何に使われるのでしょうかね。

○皆藤管財課長 こちらにつきましては、今の売却先の計画としては、片方の土地、この図面で見させていただきますと、8番の1については共同住宅4棟、8番の2のほうには個人住宅が1棟ということでございます。

○古沢委員 聞き間違いかどうか分かりませんか。8番の2のほうは、個人住宅が1棟と聞こえたような感じがしたんですけど。

○皆藤管財課長 8番の2のほうには、個人住宅が1棟という計画でございます。

○古沢委員 要するにマンションということですか。

○皆藤管財課長 個人住宅でございます。

○奥谷委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、質疑も出尽くしたようですので、採決に移ります。議案第55号財産の処分について、滝田一丁目地内市有地売払いは、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案どおり決しました。ここで委員会を休憩とし、分科会の審査を行います。

(休憩：午後1時25分)

(再開：午後1時45分)

○奥谷委員長 総務市民委員会を再開いたします。そのほか、執行部から何かございますか。

○堀越警防救急課長 警防救急課の堀越です。先日は救助隊の激励に来ていただきまして、誠にありがとうございました。明日、県大会が開催される予定でございます。11

時以降に結果が出ますので、結果のほうは皆様にメールを送らせていただきまして、お知らせさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○奥谷委員長 ありがとうございます。御活躍を期待しております。委員の皆さんからほかに何かございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 以上で付託された議案等の審査は終了いたしました。執行部の皆様は退席していただいて結構です。ありがとうございます。委員の皆様は協議事項がありますので、引き続きお待ちください。

(執行部退席)

○奥谷委員長 それでは、協議事項(3) 請願陳情の審査に移ります。第1回定例会から継続審査になっております陳情2件についてでございます。はじめに、受理番号3 土浦第二小学校の通学路の危険箇所における公安委員会、警察署との連携に関する陳情書について審査を進めてまいります。サイドブックスは、総務市民委員会フォルダ、令和6年、6月14日開催の資料6をお開きください。この案件につきましては、休会中に委員会で現地調査を行いました。その辺りも含めて、皆様の御意見を伺いたいと思っております。委員の皆様、御意見等はございますでしょうか。記憶も呼び覚ましていただきながら、現地調査も行っておりますので、そちらも含めて御意見があればというふうに思っています。

○篠塚委員 現地調査は行けなかったのですが、普段から見ているところだと、この陳情事項にあるように、要請というのは、現状でもうしっかり朝の通学時間帯に、地域の方がパトロールしていただいたり、いろいろなことを実施していますので、実際にもう実施していることなので、この陳情を採択するべき理由はないのかなと思います。

○奥谷委員長 ありがとうございます。ほかにはございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、本陳情について採決を行いたいと思っておりますが、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、本陳情を採択とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(なし)

○奥谷委員長 賛成なし。それでは、不採択とする方は挙手願います。

(全員挙手)

○奥谷委員長 全員ですね。よって、受理番号3の陳情については、全会一致で不採択といたします。つづきまして、受理番号4 土浦市有明町、桜町一丁目から桜町三丁目まで、大和町における治安改善のための土浦市が制定する新たな客引き行為等の防止に関する条例についての陳情書について、審査を進めてまいります。資料7をお開きください。この陳情につきましては、第1回定例会の審査において、現場の状況確認や関係機

関への聞き取り調査及び客引き行為等の防止に関する条例を制定している市への調査など、多角的に調査研究を行い、慎重に結論を出す必要があることから、継続審査となったものでございます。そのため、休会中に委員会として、関係者への聞き取り調査や、条例を制定している千葉市などに訪問し、条例制定までの経緯について確認するなど、これまで調査を行ってきたものでございます。その辺りを含めて、委員の皆様のお意見を伺ってまいります。委員の皆様、御意見等はございますでしょうか。

○篠塚委員 本陳情のエリアなんですが、桜町二丁目から三丁目は既に茨城県の迷惑行為防止条例の枠内に入っているエリアで、本陳情は、もっと厳しい条例を制定してくれということで、千葉市、それから京都市にも現地調査をしたのですが、そこはやはりどちらかというと、居酒屋さんの呼び込みとか、それを駅前で行っていたり、一般の市民の方、通勤の客などに迷惑をかけていると。そのため、現状の条例では、縛りきれない、範囲外だということで、新たに条例を制定しているエリアでした。条例を制定するに当たっては、それなりの警備の費用など、いろいろなものが掛かりますが、現況、土浦市の場合は、茨城県の迷惑行為防止条例の網の中にも入っていますし、一般の方、市民の方からもそのようなクレームなどは来ていない状況なので、現況の県の条例で済むのではないかと思いますので、この陳情は不採択とするべきかなと思います。

○小坂委員 先ほど委員長も仰っていましたが、調査をかなりしたということでございます。現況、当然土浦市内も、そして土浦市外の状況と、実際にそういった条例を持っている千葉市などにお伺いして、やはり状況がちょっと余りにも、土浦市の状況とは違うんだなというのもよく分かりましたし、そして桜町あるいは周辺の町内にもいろいろ聞き取りなどを行った経緯もありまして、やはり、困っているとか、実際にそういう意見はあまりなかったんですね。ですから、今ここで条例化して、作っていくということについては、今のところまだ必要性があるのかどうかということなんだけれども、ないのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○奥谷委員長 ほか、御意見はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、採決に移ってよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 受理番号4土浦市有明町、桜町一丁目から桜町三丁目まで、大和町における治安改善のための土浦市が制定する新たな客引き行為等の防止に関する条例についての陳情書について、採決をいたします。本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

(なし)

○奥谷委員長 賛成なし。それでは、不採択とする方は挙手願います。

(全員挙手)

○奥谷委員長 全員ということですね。よって、受理番号4の陳情については、全会一致で不採択といたします。請願陳情についての審査は以上でございます。つぎに、協議事項(4)各種委員会等委員の選出に移ります。まず、土浦市男女共同参画推進委員会

委員でございます。今までは、菅井委員にお願いをしまいましたが、いかがいたしましょうか。

(「継続で」との声あり)

○奥谷委員長 継続でとの声がございましたが、菅井委員いかがでしょうか。

○菅井委員 継続でやらせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○奥谷委員長 それでは、今継続という声と御本人からも継続をということでございましたが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、引き続き、菅井委員よろしくお願いたします。なお、委員の任期は令和6年7月1日から令和9年の6月30日までとなりますので、よろしくお願いたします。つぎに、土浦市都市計画審議委員でございます。今まで私、奥谷が務めてまいりましたがいかがいたしましょうか。

(「継続で」との声あり)

○奥谷委員長 継続でという声がございましたけれども、私でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、引き続き、私が務めさせていただきます。こちらの任期は令和6年7月1日から令和8年の6月30日までとなっております。以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。